第5章 計画の推進

第1節 関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、 市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

1 県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理やリサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

県 民 の 役 割

環境負荷の低減に配慮した消費行動

- マイバッグの持参、レジ袋・包装類の辞退、再生品の使用、ごみ発生の少ない 商品の購入等、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを 実践する。
- 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。
- 生ごみの水切り徹底による減量化、堆肥化など身近なところから排出抑制、リサイクルに努める。

市町村の分別収集への協力とリサイクルの推進

- 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。
- 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。

不法投棄防止への協力

- 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われることが ないよう、土地や建物を適切に管理する。
- 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。

2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクル及び適 正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じ て、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

事 業 者 の 役 割

環境に配慮した資材の調達

○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。

排出抑制、再生利用に配慮した製品の製造・販売

- 製造者は製造工程を見直し、不良品の削減や再原料化を推進し、梱包材料等は 再使用できるものを選ぶなど環境に配慮した事業活動に努める。
- 製造者は、製品の長寿命化等に配慮するとともに家電リサイクル法などにより 回収を義務付けられた製品だけでなく、使用後の製品の回収及びリサイクルに配 慮した製品の製造・販売に努める。
- 製造、流通、販売においては、できるだけ無包装、簡易包装又はリユース容器 の使用に努める。

循環的利用の促進

- 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。
- 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。
- 〇 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行 うとともに、各施策への協力に努める。

環境に配慮した事業活動の実践

- 〇 環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の導入 や電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努め る。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
- 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。

3 処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

処 理 業 者 の 役 割

適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成

- 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業 に係る県民の信頼確保に努める。
- 〇 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。

環境に配慮した事業活動の実践

- 〇 環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21等)の導入 や電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図 り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。
- 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。
- 廃棄物処理施設の整備に当たっては、新処理技術の導入により、効率的な資源 回収やエネルギーの有効活用が推進される処理施設となるよう配慮する。
- 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各 種制度の理解に努める。

4 市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

市 町 村 の 役 割

一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備

- 一般廃棄物処理計画を策定(改訂)し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。
- ごみ処理施設等の整備に当たっては、新岡山県ごみ処理広域化計画に基づき、 関係市町村の協議のもとで推進するとともに、ごみ発電や熱回収等の地球温暖化 防止に配慮した施設・設備の導入を図る。
- 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う 施設として整備を図る。

一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の確保

- 率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努めるとともに、物品の調達に当たって、グリーン購入に努める。
- 〇 マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。
- 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及 び住民の意識改革を推進する。
- 一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ焼却施設から生じる焼却灰等の適正な処理 を確保する。
- 災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を 確保する。

廃棄物に関する意識啓発

- 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。
- ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等が促進されるよう、住 民に対して普及啓発に努める。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止 と早期発見に努める。

5 県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用(再使用、再生利用、熱回収)及び適正処分を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

県 の 役 割

廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進

- 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的 利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係機関との連携調整 を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。
- 廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。
- ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に対し、助言・技術的援助を行う。
- 岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。
- 〇 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議の徹底と県内における適正 処理体制を確保するとともに、県外への搬出に対しても適正処理を指導する。

3Rの推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発

- おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。
- 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物処理の適正処理、3Rの推進、処理技術の向上を図る。
- 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然 防止と早期発見に努める。
- 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、見直し(Act)のサイクル(PDCAサイクル)により、継続的な改善を行っていくこととします。

